

## 「一の建築物」の取扱い

「一の建築物」の取扱いについては、以下のとおりとする。

建築物が、建築基準法施行令第1条第1号の「一の建築物」に該当するか否かの判断は、外観上、構造上（構造耐力にかかわらない）及び機能上の各面を総合的に判断して、一体性があると認められる場合は「一の建築物」として取り扱う。

外観上、構造上及び機能上の一体性の要件は、以下のとおりである。

1 外観上	どの方向から見ても連結され、一体性があると判断できる十分な接続をもつもの。
2 構造上	エキスパンションジョイントの有無にかかわらず床又は壁を共有し、一体性があると判断できる十分な接続をもつもの。
3 機能上	接続していることで、建築物に必要な機能（防火・避難・利用形態上など）を満足し、一体性があると判断できる十分な接続をもつもの。

ただし、建築物が軒又は庇を介して接続する場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、他の要件にかかわらず「一の建築物」として取り扱う。なお、軒又は庇には樋や化粧材等の仕上げ材を含むものとする。

(1) 軒又は庇の重なりが次のイからハのいずれかに該当するもの。(外観上一体)

イ 軒又は庇の重なり長さが、2 m以上

ロ 軒又は庇の高さの差が、10cm未満

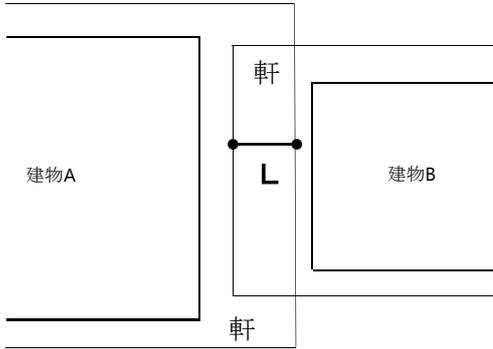
ハ 軒又は庇の高さの差が、軒又は庇の重なり長さ未満

(2) 軒又は庇が重なる部分の直下を屋内的用途に供するもの。(機能上一体)

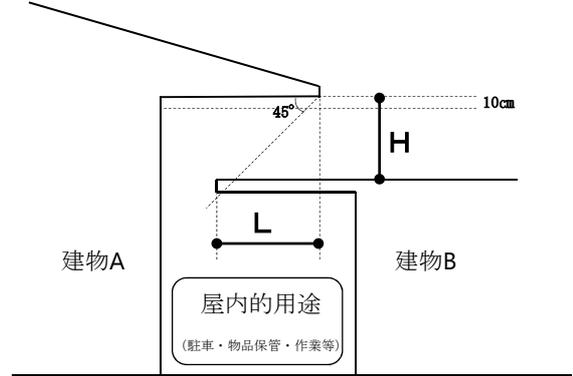
※個別の計画に対する取扱いの適用については、申請先の審査機関への確認が必要である。

解説図（軒・庇の重なり長さ：L、軒・庇の高さの差：H）

配置図



断面図



第一号イ  $L \geq 2 \text{ m}$

第一号ロ  $H < 10 \text{ cm}$

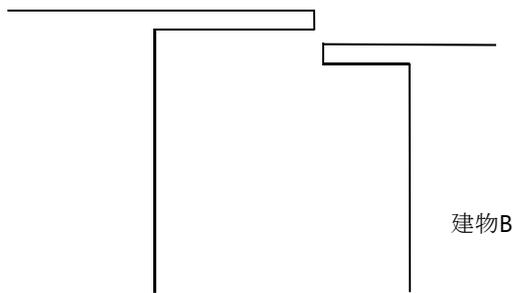
第一号ハ  $H < L$

第二号 直下を屋内的用途に利用する

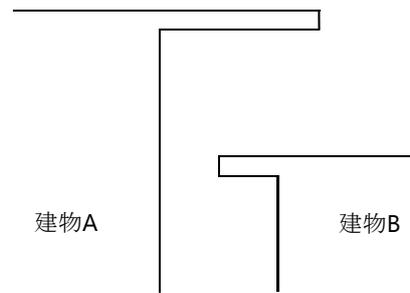
いずれかに該当するものは  
「一の建築物」として取り扱う

参考図

重ならない場合：取扱いの対象外



軒又は庇以外の部分が重なる場合：取扱いの対象外



仕上材（樋や化粧材等）も含めた有効寸法

